

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について（案）に対する意見

1．概要

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成21年11月2日（月）から11月16日（月）まで
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法

2．意見の提出者数

個人	1名
団体職員	4名
団体	1団体

3．意見の概要及び意見に対する事務局としての考え方

別添のとおり。

該当箇所			意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
重点点検分野	重点調査事項	該当部分		
2 . 環境保 全上健 全な水 循環の 確保	流域に おける 水循環 改善の ための 取組	今後の 政策に 向けた 提言 (P41 ~ 42)	<p>近年、有機塩素系溶剤はもちろん、重金属によっても地下水が汚染されつつある報告が聞かれる。地下水は一旦汚染されると改善が難しい。地下水汚染を未然に防止する施策を強化すべき。</p>	<p>P41 「 今後の政策に向けた提言」の7つめの (P42) に、以下の記述を盛り込むこととした。 「地下水については、いったん汚染されると回復が困難であることから、汚染を未然に防止する取組を一層推進していくべきです。」</p>
3 . 市場に おいて 環境の 価値が 積極的 に評価 される 仕組み づくり	S R I 等の環 境投資 の拡大	今後の 政策に 向けた 提言 (P57)	<p>消費税に代わる炭素消費税導入の提案 公的年金など資金を長期に運用する機関投資家による太陽光発電施設の設置等、再生可能エネルギーの開発への投資を促進する方法として、消費税を廃止して、その代わりに環境税（炭素消費税）を導入することを提案する。 これにより、電力価格を高め、資金の利回りの面から、環境投資を魅力的にする。税収は、現在の消費税の税収に等しくするほか、ガソリン税等の暫定税率分も炭素消費税に代えて高率とし、電力料金を高め、再生エネルギーへの長期投資が引き合うようにする。二酸化炭素排出量に比例する税とし、徴税は川上で行うが、税額は商品価格に上乗せして消費者負担とする。輸出入については、輸出品には免税（税の払戻し）、輸入品は国内販売時に課税。宝飾品等贅沢品については、現在の消費税を炭素消費税に移行する際、減税になるため、消費税導入前にあった物品税を一部復活することが望ましい。管理された林業は二酸化炭素吸収に寄与するため、林業者に報奨金を支払い、その分を炭素消費税に加算。米作などの農業への拡大も考えられる。</p>	<p>当該意見は、公的年金等の機関投資家による環境投資を促進させる方策の1つについて提案したものである。P57 「 今後の政策に向けた提言」の1つめの の提言にあるとおり、公的年金等の機関投資家による環境投資については、その促進方を検討し、環境投資の促進に繋がる具体的政策を打ち出して行くべきこととされており、現時点で点検報告書案に盛り込む必要はないものと判断した。</p>

			<p>以下を追加すべき。</p> <p>「我が国及び海外の投資家が、我が国企業の環境問題への取組み状況や本業を通じた環境対策への貢献などの「環境力」を正しく評価して投資意思決定を行えるように、投資家が投資判断の際に最も中心的に利用する有価証券報告書をはじめとする投資家向けの制度開示書類において環境情報を適切に開示するための具体的な措置を講じる必要があります。特に、我が国においても2020年までに温室効果ガス排出量の25%削減を掲げ、また世界的にも気候変動問題に関しては排出量取引制度や炭素税だけでなく、投資家向け開示についての制度的対応も含め政策対応が急速に進み始めていることから、ビジネス上のリスクと機会がともに顕在化し始めている気候変動関連情報の投資家向け制度開示に関して、早急に対応を検討する必要があります。」</p>	<p>有価証券報告書における投資判断に資する環境情報の記載の促進等、投資先企業等の環境情報の開示の促進については、中央環境審議会において別途検討を行うこととなっており、P57「今後の政策に向けた提言」の直前の（P56）においても、その旨が記載されているため、改めて、点検報告書案に盛り込む必要はないものと判断した。</p>
<p>4. 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備</p>	<p>環境分野の研究・技術開発の戦略的重点化</p>	<p>主な取組状況等 （第3期科学技術基本計画に係るエネルギー分野の戦略的重点科学技術の記述部分） （P59～64）</p>	<p>方向性等は全般的に網羅している内容になっているが、2020年に25%のCO2削減を行うには、国としてもっと強烈に推進するための具体的な施策が必要と考える。</p> <p>例えば、火力発電の自然エネルギー発電（風力/太陽光等）への移行として、全電力の20%を目標とし、電力会社にまかせるだけでなく、国策として一次的に大規模な自然エネルギー施設を構築する。このため、各ベンダーの競合の場/大学の共同研究・試行の場を設置（主は実施の場）大規模に設置する場所を国を主体に用意（高速道路/鉄道/公共施設）自然発電設備からの電力会社への送電インフラの整備、送電ロスの削減及び蓄電設備/機能の充実（改善）、継続的/発展的な施策とする（現状の自然エネルギー発電は品質/能力/コストパフォーマンスとしての課題があるため、設置完了ではなく、随時安価でレベルアップする設備/仕組が必要。）原則、国民全員/全企業/全組織が参加できる財源で、かつ、税ではなく、償還が可能な財源とする（自立国債）自立国債に関しては売電及び設備売却による回収を行う。そして、これらの施策に関連して雇用創成を行う（工場/物流/設置工事/IT/メンテ等）。</p>	<p>当該意見は、そもそも「取組状況」に記載された内容に対する意見である。また、当該意見は、温室効果ガスの排出削減に向けた経済的手法を用いた具体的な施策の進め方の1つについて提案したものであるが、P64「今後の政策に向けた提言」の3つ目のに、環境保全に資する製品・サービスの需給を促進するため経済的手法を用いた施策を積極的に講じていくべきこととあること、また、4つ目のに、温室効果ガスの排出削減に向けては、次世代再生可能エネルギーの開発を進めていくべきこととあることから、当該意見の趣旨は、これらの提言の中に盛り込まれているものと考えられ、改めて、点検報告書案に盛り込む必要はないものと判断した。</p>

戦略的 環境ア セスメン トの 取組状 況	今後の 政策に 向けた 提言 (< S E A ガ イドラ イン等 を踏ま えた実 施事例 の積み 重ね > 部分) (P74)	<p>「 S E A ガイドライン等を踏まえ、(中略) 地方公共団体等の関係者への周知を進めるべきです。」とあるが、「 主な取組状況等」の 72 ~ 73 ページにおいて、「 S E A ガイドライン等を踏まえた取組を進めるため、環境省では、 S E A ガイドラインの情報提供を行うとともに、地域における戦略的環境アセスメントに係る体制を構築・強化するため、 S E A ガイドラインのパンフレット及び地方公共団体の環境影響評価担当部局が戦略的環境アセスメントの取組に関する実務を行うための参考となる資料を作成している。これらの資料を全国各地の地方公共団体の担当者や実務者に対して広く周知するとともに、 S E A ガイドライン等を踏まえた取組に関する説明を行っています。」と既に実施されており、さらにどのような周知が今後必要かを具体的に記載すべき。</p>	<p>委員会において S E A の実施事例の情報提供や事例紹介を地方公共団体等の関係者へ周知することが重要との議論があったものであり、 P74 「 今後の政策に向けた提言」の 1 つ目の は、今後も引き続きこれを進めることを提言しているものであることから、当該意見を踏まえた点検報告書案の修正は行わないものと判断した。</p>
		<p>「実施事例の積み重ね等を踏まえ、 S E A ガイドラインの不断の見直しを行うべきです。」とあるが、まだまだ実施事例が少ない状況であり、拙速な見直しにならないよう実例を積み重ねて行くことが重要であることから、「また、 S E A ガイドラインについては、実施事例が少ない状況であることから、多数の実施事例から問題点を把握したうえで事業内容によっては S E A の省略も含めた見直しが必要である。」と修正する必要がある。</p>	<p>P74 「 今後の政策に向けた提言」の 1 つ目の においては、実施事例が少ない状況も踏まえて「実施事例の積み重ね等を踏まえ」と既に記している。また、当該記述が「拙速な見直し」を助長する記載ではないことから、当該意見を踏まえた点検報告書案の修正は行わないものと判断した。</p>
		<p>「また、 S E A ガイドラインの枠組みにとらわれず、事業の特性に応じて早期の段階で環境配慮を図っていくことも重要です。」とあるが、 S E A ガイドラインの存在価値の否定にも受け取れる表現であること、また、前段の「 S E A ガイドラインの不断の見直しを行うべきです。」と矛盾するようにも受け取れる表現であることから、抽象的でなく具体的に分かりやすく記載する必要がある。</p>	<p>P74 「 今後の政策に向けた提言」の 1 つ目の の「 S E A ガイドラインの枠組みにとらわれず、事業の特性に応じて早期の段階で環境配慮を図っていくことも重要です。」という記述は、「 ~ ことも重要 ~ 」とあるとおり、 S E A ガイドラインの存在価値を否定したり、前段の記述と矛盾したりする内容ではないため、当該意見を踏まえた点検報告書案の修正は行わないものと判断した。</p>

		<p>「（前略）引き続き、関係府省においてS E Aの実施事例の積み重ねを進めるとともに、（以下略）」と、提言にあるように、今後も実績を重ね、問題点を明確にすることが第一であって、拙速に法制化すべきでない。</p>	<p>P74「 今後の政策に向けた提言」の1つ目の では、法制化を提言しているものではないため、当該意見を踏まえた点検報告書案の修正は行わないものと判断した。</p>	
<p>今後の政策に向けた提言（くより上位の計画や政策の決定に当たったの戦略的環境アセスメントに関する検討＞部分）（P74）</p>	<p>「諸外国のS E Aに関する情報を収集し、我が国における基本的なあり方を検討していくべきです。」とあるが、「 主な取組状況等」には「今後、諸外国のS E Aに関する情報を補完するとともに、諸外国における政策及び計画の体系・形成プロセス、関連法令の制定状況、産業構造などの相違点に留意して、我が国において導入可能な手続の基本的なあり方を検討していくこととしています。」とあり、さらにどのような情報の収集と検討が必要なのかを具体的に記載する必要がある。</p>	<p>P74「 今後の政策に向けた提言」の2つ目の は、当該意見にある「 主な取組状況等」の記述も受けた提言内容であって、さらなる具体的内容まで記述する必要はないものと考えられ、当該意見を踏まえた点検報告書案の修正は行わないものと判断した。</p>	<p>P74「 今後の政策に向けた提言」の2つ目の は、当該意見にある「 主な取組状況等」の記述も受けた提言内容であって、さらなる具体的内容まで記述する必要はないものと考えられ、当該意見を踏まえた点検報告書案の修正は行わないものと判断した。</p>	
	<p>「諸外国のS E Aに関する情報を収集し、我が国における基本的なあり方を検討していくべきです。」とあるが、情報収集に当たっては、民間事業はどこまで対象となっているのか、法律の規定だけでなく実際に問題点はないのか、制度が形骸化していないか等の実態を調査し、我が国との国情等の違いを分析する必要がある。その上で、S E Aガイドラインをより現実的で適切な内容に見直すべき。</p>	<p>当該意見でご指摘のあった内容については、P74「 今後の政策に向けた提言」の2つ目の にある「S E Aに関する情報の収集」に既に含まれていることから、当該意見は、点検報告書案に盛り込む必要はないものと判断した。</p>	<p>当該意見でご指摘のあった内容については、P74「 今後の政策に向けた提言」の2つ目の にある「S E Aに関する情報の収集」に既に含まれていることから、当該意見は、点検報告書案に盛り込む必要はないものと判断した。</p>	<p>当該意見でご指摘のあった内容については、P74「 今後の政策に向けた提言」の2つ目の にある「S E Aに関する情報の収集」に既に含まれていることから、当該意見は、点検報告書案に盛り込む必要はないものと判断した。</p>
	<p>「我が国における基本的なあり方を検討していくべきです。」とあるが、S E Aガイドラインの存在価値を否定するも受け取れる表現であり、「諸外国のS E Aに関する情報を収集し、我が国における基本的なあり方を見直していくべきです。」と修正する必要がある。</p> <p>ただし、S E Aガイドラインは制度化途上のものであるとの位置づけならば、「諸外国のS E Aに関する情報を収集し、我が国におけるS E A制度の基本的なあり方を検討していくべきです。」とすべき。</p>	<p>P74「 今後の政策に向けた提言」の2つ目の の「我が国における基本的なあり方を検討していくべきです。」という記述はS E Aガイドラインの存在価値を否定する記載ではないことから当該意見を踏まえた点検報告書案の修正は行わないものと判断した。</p>	<p>P74「 今後の政策に向けた提言」の2つ目の の「我が国における基本的なあり方を検討していくべきです。」という記述はS E Aガイドラインの存在価値を否定する記載ではないことから当該意見を踏まえた点検報告書案の修正は行わないものと判断した。</p>	<p>P74「 今後の政策に向けた提言」の2つ目の の「我が国における基本的なあり方を検討していくべきです。」という記述はS E Aガイドラインの存在価値を否定する記載ではないことから当該意見を踏まえた点検報告書案の修正は行わないものと判断した。</p>

「より上位の計画や政策の決定に当たってのS E Aに関する検討については、諸外国のS E Aに関する情報を収集し、(以下略)」と、あるが情報収集に当たっては、法律の定めだけでなく、実際に問題点はないのか、制度が形骸化していないか実情をよく調べるべき。

当該意見でご指摘のあった内容については、P74「今後の政策に向けた提言」の2つ目の「S E Aに関する情報の収集」に既に含まれていることから、改めて、点検報告書案に盛り込む必要はないものと判断した。